

最幸のまち かわさき

第4期宮前区地域福祉計画

平成26年度～平成28年度



2014(平成26)年3月
川崎市宮前区

は し め に



私が描く川崎の将来ビジョンですが、川崎を日本一幸せのあふれるまち、最も幸福という意味の「最幸」のまちにするということでもあります。

「最幸」のまちの、ひとつのシンボルは「子どもたちの笑顔」ではないでしょうか。子どもたちの笑顔が、学校に、街角に、家庭にあふれる、そうしたまち。

子どもたちの笑顔のあふれるまちは、お父さんやお母さん、お年寄りたちも幸せを感じられるまちでもあると思います。

また、日本で最も幸福なまちになるためには、シニア世代が輝いていること、お年寄りが健康で安心して暮らせることが大切です。すなわち、シニア世代とお年寄りの笑顔があふれるまちをつくることです。

元気で、経験と知識が豊富なシニア世代は、地域社会の宝物だと思います。その知識や経験を活かして、ボランティア活動などに参加していただき、輝いていただきたいと思います。

この「第4期地域福祉計画」は、これまでの基本理念「『活力とうるおいのある地域づくり』をめざして」を踏襲しつつ、より地域に目を向け、各区それぞれの課題に対応する区ごとの計画と、全市的な課題を解決し、区計画を支援する市全体の計画とで構成し、策定をいたしました。

本計画の策定にあたりましては、市民の皆様や関係団体の方々に御参加いただき、貴重な御意見、御提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月
川崎市長 福田 紀彦

目 次

序 章	川崎市地域福祉計画について	1
1	地域福祉計画の基本的な考え方	3
	(1) 「地域福祉」について	3
	(2) 地域福祉の対象者と担い手	4
	(3) 地域福祉計画の必要性	5
	(4) 計画策定の背景と趣旨	6
2	計画の位置付け	8
	(1) 地域福祉計画と個別計画との関係	8
	(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	9
	(3) 計画の期間	9
3	基本理念	10
4	基本的な視点	11
	(1) 第3期計画の継承及び地域支援計画	11
	(2) 地域の実情に合った取組の推進	11
	(3) 社会経済環境の変化に対応した取組の推進	11
	(4) 区計画及び地域福祉の推進支援について	12
	(5) 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について	13
5	第4期計画（平成26～28年度）の重点的な取組	14
6	計画の推進と評価	17
	(1) 計画の進行管理・評価の体制	17
	(2) 計画の進行管理と評価	17
	(3) 市民意見の反映と計画の推進	17

第1章 計画策定にあたって..... 19

1 宮前区の地域の特色	21
(1) 宮前区の概況.....	21
(2) 宮前区の現状.....	22
(3) 宮前区の地域福祉マップ.....	29
2 区民が抱える生活課題	31
(1) 第3回川崎市地域福祉実態調査からみえる課題.....	31
(2) 区役所職員アンケートからみえる課題.....	35
(3) ワークショップからみえる課題.....	36
(4) 団体のアンケートからみえる課題.....	36
3 第3期計画の振り返り	37
(1) 第3期計画における重点項目.....	37
(2) 第3期計画の評価と課題.....	38

第2章 宮前区の取組..... 43

1 宮前区がめざす地域福祉計画	45
(1) 計画の理念.....	45
(2) 基本目標.....	46
2 計画の体系	47
3 第4期計画における重点項目	48
4 事業体系一覧	49
5 具体的な取組	51
6 地域福祉推進のための役割	72
7 地域福祉計画の進め方	73

資料編.....	75
----------	----

1 第4期宮前区地域福祉計画策定の経過	77
2 宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱	78
3 宮前区保健福祉のまちづくり推進会議委員名簿	80
4 第3回川崎市地域福祉実態調査報告より	81
5 宮前区の生活課題のまとめ	96
6 宮前区の社会資源一覧	98

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 地域福祉計画の基本的な考え方

(1) 「地域福祉」について

社会福祉の問題は特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助】、それでもなお解決できないことは、相互に助け合い【互助（きょうじょ互助）】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助（こうじょ公助）】が必要であると考えられます。特に、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくためには、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【互助（きょうじょ互助）】が求められています。

- 自助 ————— 住民自身の力
地域に住む一人ひとりが取り組むこと
- 互助 ————— 地域住民同士の協力
地域が力を合わせて実現していくこと
- 公助 ————— 市及び公的機関による福祉サービス
行政の責任として推進していくこと

（参 考）社会福祉法より抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（２）地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々であると考えます。

地域福祉の担い手も、すべての人々及びその集合であると考えます。地域住民、町内会・自治会、行政、学校、社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例*」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

（参 考）「川崎市自治基本条例」の要旨

自治の基本理念－市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立を目指す「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって設立した自治体（川崎市）に自らの代表（議員、市長）を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

3つの基本原則

1.情報共有の原則…市政に関する情報を共有すること

自治を営む上で、また、参加や協働の原則による自治の推進の上で市民と市とが互いに必要な情報を共有しようとする原則ですが、行政運営における情報共有とは、市が保有する情報は市民の財産であり、市がこの適切な発信と管理を市民からゆだねられているとの認識のもとで運用する必要があります。

2.参加の原則…市民の参加の下で市政が行われること

市民には市政の各過程に参加する権利を有しますので、市は、参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことが必要であり、市民は、市民の責務規定において参加に際して「自らの発言と行動に責任を持つ」とされていますので、これを踏まえて市政に主体的にかかわる必要があります。

3.協働の原則…暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと

市民と市が協力し、互いの特性を発揮しながら課題解決にあたった方が、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働するとの原則です。

* 川崎市自治基本条例：川崎市における自治の考え方や基本原則を定めたもので、まちづくりの目標や進め方が掲げられています。平成17年4月に施行されました。

(3) 地域福祉計画の必要性

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・ひとり暮らしで不安を感じている高齢者
- ・子育てで悩んでいる親
- ・虐待を受けている幼児や高齢者
- ・地域で生活したい障害のある人
- ・家に閉じこもっている人
- …

みんなの願い

住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたい。

だから今、地域福祉なのです

住民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合い活動への取組が求められています。

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・介護保険のサービスを受けられない人
- ・子どもを預かってほしい人
- ・引っ越してきたばかりで近所のことがわからない人
- ・災害時に不安を感じている人
- ・コミュニケーションがとれない外国人
- ・生活に困っている人
- …

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・豊富な知識や経験を持った人
- ・ボランティア活動をしたい人
- ・近所のことをよく知っている人
- …

連携・協働

町内会・自治会

民生委員児童委員

隣同士の付き合いや近隣同士の助け合いの場面が少なくなり、地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています。
みんなで知恵を出し合えば…みんなで力を出し合えば…
さらに暮らしやすい地域ができるはずです。

ボランティア

地域の活動者
地域組織
福祉関係団体

地域福祉計画で…

地域づくりや支え合い活動を実践するための「仕組み」をつくりましょう。

福祉サービス
提供事業者

公的な福祉サービスと地域の力を結び付けて、さらに暮らしやすい地域をつくるための計画です。

行政

社会福祉協議会

連携・協働

（４）計画策定の背景と趣旨

① 社会の変化と福祉サービス

昨今の我が国は、少子高齢化の一層の進行や、景気・雇用の低迷、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会状況は大きく変化しています。さらに人々の福祉ニーズの多様化により、公的な福祉サービスだけでは十分対応できない状況となっています。

このような社会では、ひきこもりや虐待、高齢者に限らない孤立などの様々な問題が起こっています。

一方、予想もしなかった平成23年の東日本大震災などを体験し、地域住民による助け合いや、災害時における地域での要援護者の支援活動の重要性が再認識されています。

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的な福祉サービスの充実とともに、地域での支え合いやつながりといった「地域の力」が求められているのです。

② 社会福祉の仕組みの変化

地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法では、市町村は「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ（第107条）、平成15年4月に施行されました。

さらに、地域における生活課題を解決するために、市民や福祉団体、行政などがそれぞれの役割分担の中で協働して取り組むという、市民の主体的参加や、「自分たちのまちは自分たちの手で住みやすいまちにしていこう」という自治意識の高まりも出てきています。

このように社会福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへと、その枠組みを大きく変えてきています。

（参 考）社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

③ 市民の活動が活発化しています

平成10年3月には「特定非営利活動促進法*」が制定され、市民活動団体も法人格を得られるようになるなど、その活動を支援する取組が行われました。これにより、まち

* 特定非営利活動促進法（NPO法）：特定非営利活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの）を行う団体に法人格を与えることにより、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての活動を支援する法律です。

づくりや公的サービスに関する市民の主体的な取組が、今までのボランティア活動の枠を超えて、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになりました。

近年、福祉を始めとした様々な分野で、ボランティア活動やNPO*活動などの広がりが見られ、市民の活動がこれからの地域社会づくりに大きな役割を果たすことが、今後ますます期待されます。

④ 安心・安全に暮らせる地域づくりが必要とされています

平成23年3月に起きた東日本大震災は、各所に様々な被害・影響をもたらしました。地震や津波だけでなく、異常気象による風水害の発生などもあり、防災に対する意識は非常に高まり、改めて地域を見直すきっかけとなっています。また、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防犯対策も重要な課題となっています。

特に災害時における対応の手立てとしては、「自助」「共助」「公助」のうち、「自助・共助」の役割が大変重要であり、「公助」は「自助・共助」での対応が困難な場合の支援を担っています。

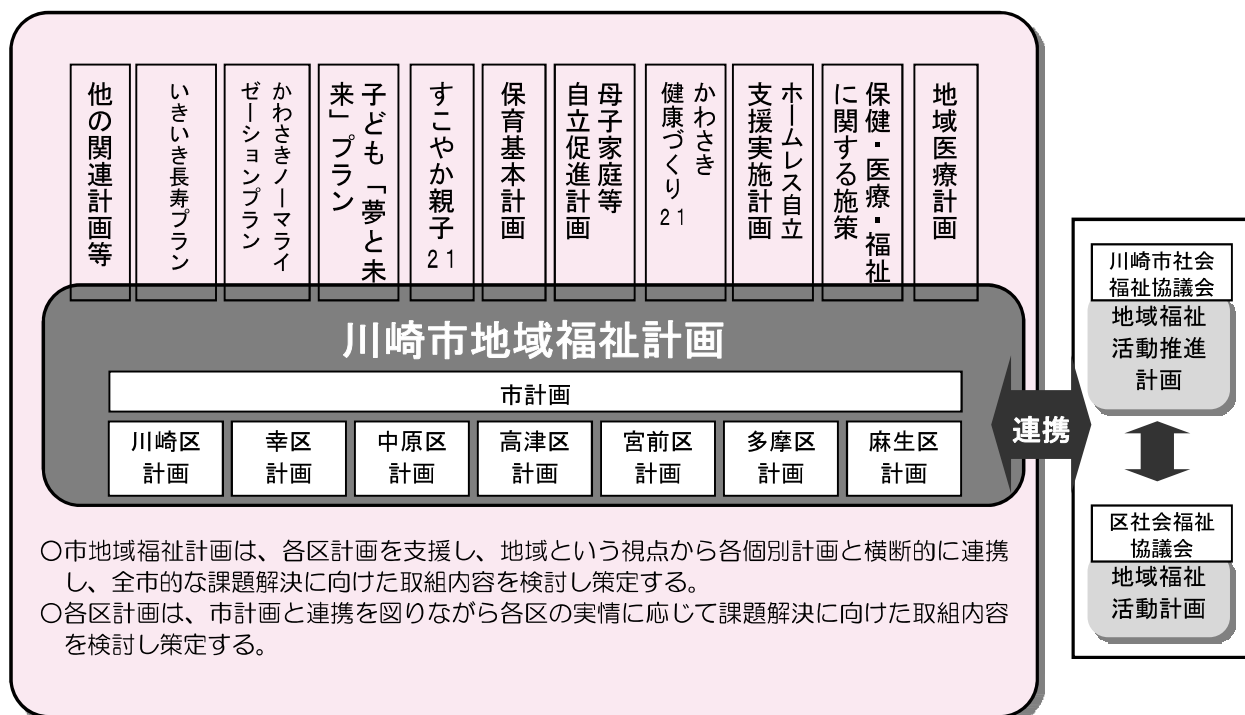
安心・安全に暮らせる地域づくりを進める上では、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要とされています。

* NPO：NPO（Nonprofit Organization）とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。上記特定非営利活動促進法によって法人格を得た団体をNPO法人と言います。

2 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画と個別計画との関係

地域福祉計画は、保健・医療・福祉という生活関連分野で最も身近な生活に関連してくる個別計画（高齢・障害・児童等）を、それぞれの計画が持つ特徴を地域という視点で整理し、他の教育や雇用、まちづくりといった生活関連分野との連携により、更なる地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置付けとしています。



（２）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

本市では、各区が地域福祉計画を策定し、同様に区社会福祉協議会も地域福祉活動計画を策定していることから、区地域福祉計画と区地域福祉活動計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

（参 考）社会福祉法より抜粋

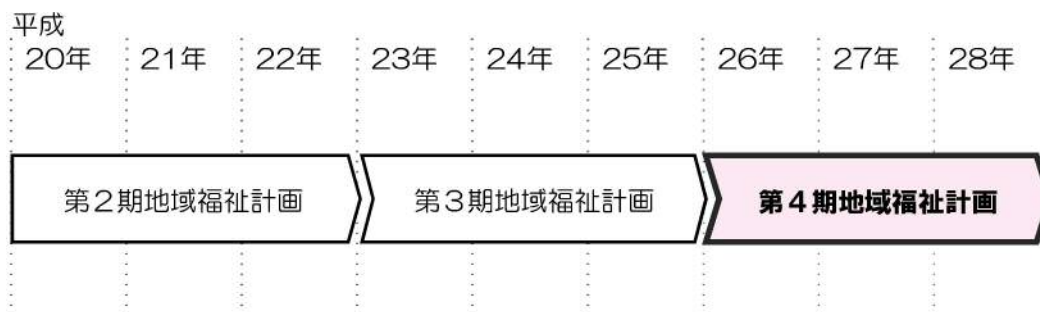
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（３）計画の期間

第4期川崎市地域福祉計画は平成26年度から28年度までの3か年計画です。社会情勢や地域社会の変化に応じて見直しを図っていきます。



3 基本理念

川崎市のめざす地域福祉

住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたいという私たち市民みんなの願いは、生活していく中で生じる様々な課題に対して、市民が主体となり、暮らしの基盤となる地域の中で、住民、団体、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合いの取組を行うことにより実現していくものと考えます。

地域福祉計画では、公的なサービスと地域の多様な力を結び付けて、この地域づくりの取組を進めることをめざします。

「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして

いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活の実現、人と人との支え合いや助け合いの育み、効果的なサービス提供と、住民・団体・企業などの多様な主体と連携し、「自立と共生の地域づくり」を進めます。

① いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活を送ることができる

誰もが、地域で暮らす中、様々な困りごとや生活の不安を抱えることがあります。住み慣れた地域の中で、住まい・生活支援・医療・介護・予防を一体的に提供し、“安全・安心な自立した生活が送れるような地域づくり”をめざします。

② 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる

地域で暮らす人々が、共に支え、支えられる地域福祉の“担い手”であり“受け手”であることを理解し、互いに認め合うことによって、人と人との支え合いや助け合いなどの“共助”をはぐくんでいけるような“うるおいのある地域づくり”をめざします。

③ 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

地域で暮らす人々が、相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人とのつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みをつくり、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような“活力ある地域づくり”をめざします。

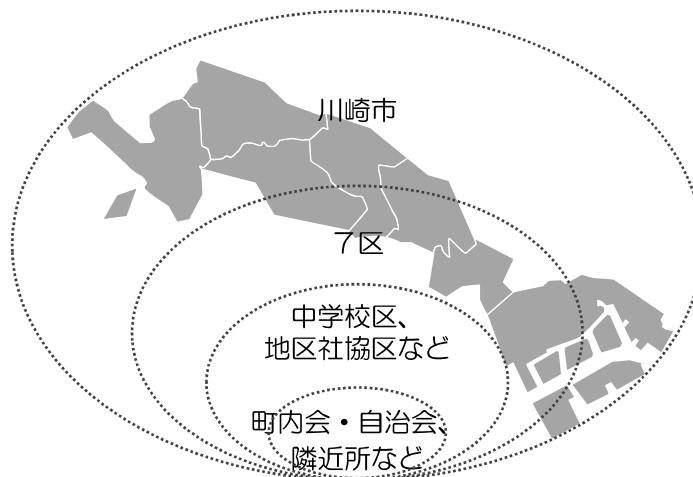
4 基本的な視点

（１）第３期計画の継承及び地域支援計画

川崎市は政令指定都市として７つの区（川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）を擁し、各区はそれぞれに多様性と独自の文化があります。

生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心にした地域福祉活動を展開するには、区及び、さらに地域の実情に応じた小さな圏域（生活の拠点である地域の範囲）を単位とすることが望ましいとされています。こうした圏域は、各区において第３期計画までに培ってきた小地域など、地域性や状況等に応じて設定していくことになります。

一方、区をまたぐ課題及び全体の方針決定といった広域事項については、市域で取り組まなければなりません。



第４期を迎えた川崎市地域福祉計画においては、第３期の理念を踏襲しつつ、より地域に目を向け、区計画は各区特有の課題を解決する計画とし、市計画は全市的な課題を解決し、区計画を支援する計画と位置付け、地域福祉の取組を推進していきます。

（２）地域の実情に合った取組の推進

本市７区の人口構成、産業構造、地域資源の状況は様々であり、「第３回川崎市地域福祉実態調査」からみえてきた、本市及び地域特有の課題もあることから、全市一律的な施策展開では、地域福祉の取組は進みません。

今後、地域福祉支援を進めるにあたっては、地域の実情に合った区計画を策定し、区の主体性・地域性を尊重します。また、市域・区域の福祉系組織が行う地域福祉推進のための取組を支援し、協働して地域福祉活動を支えています。

（３）社会経済環境の変化に対応した取組の推進

今日の社会経済環境の変化は著しく、景気後退による経済・雇用情勢の悪化や、急速な高齢化が進行する中で、都市部を中心とした家族関係の希薄化など地域扶助機能の低下等により、生活保護受給世帯の増加、孤立死・孤独死といった今日的課題が起きています。

これらの課題解決のためにも、課題を抱えた方を発見し地域で支えていく体制の構築が求められています。第4期地域福祉計画では、このような地域を取り巻く環境の変化に対応した計画を策定する必要があります。

（４）区計画及び地域福祉の推進支援について

区計画及び地域福祉の推進のための主な支援策は次のとおりです。

▶連携強化

地域福祉活動において、専門性が必要になるにつれ、幅広い地域活動や福祉事業を行う社会福祉協議会の存在が大きくなります。

本市には、市・区及び40地区に社会福祉協議会があります。市・区社会福祉協議会が各々、地域福祉活動計画を策定し、地域で実践されている住民同士、町内会・自治会、民生委員児童委員、NPO、福祉関係団体等と連携しながら、課題解決のための活動支援を行っています。

また、福祉の需要の多様化に対応する総合的な福祉サービスの構築のため、地域住民が主体となって活動する民間（ボランティア）団体の重要性が増しています。

今後は社会福祉協議会とかわさき市民活動センターとの更なる連携を図ります。

さらに、地域福祉の視点から、民間事業者等のネットワークやノウハウを活かすことを目的に民間事業者等との連携を図ります。

地域福祉の円滑な推進を図るため、市及び区は、各団体との連携強化を進めます。

▶人材育成

地域福祉活動を継続するには、活動の中心となるべき人材の育成が必要です。

地域福祉を推進、コーディネートできる人材養成をめざして、市内で様々な技術研修を開催します。

安定した活動継続のため、リーダーとなる人材は必要不可欠であり、市はその活動を支援する必要があります。

▶情報提供・情報交換

きめ細かい地域福祉活動のためには、住民、事業者、行政による情報共有が必要です。市及び区は、地域の住民の方々がより利用しやすいようわかりやすい情報の提供に努めます。

また、地域福祉計画のほか、各計画の共通事項については、社会福祉協議会等を始めとした、各団体との情報交換及び連携を深めます。

なお、総合福祉センターに設置した、地域福祉情報バンク*において、福祉関連の身近な情報を配信しています（「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」）。

* 地域福祉情報バンク：総合相談窓口において福祉全般の相談受付、社会福祉・保健及びその他関連分野の情報を収集し、福祉保健従事者、関係機関又はそれらに関心のある方に提供しています。

(5) 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について

▶ 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築・連携

少子高齢化の急速な進展、障害者の増加・高齢化、医療・介護給付費等の社会保障費が増加する中、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、本市では、高齢者施策に特化することなく、医療・障害者・子育て施策等の関連施策を一体的に捉え、ウェルフェア・イノベーション等と連携しながら、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築の実現に向けた取組を進めます。

今後、策定する本市独自の基本方針に沿った取組と本計画は密接に調整・連携を図っていきます。

地域包括ケアシステム (国のイメージ図)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



(厚生労働省HP引用)

5 第4期計画（平成26～28年度）の重点的な取組

第3回地域福祉実態調査及び第3期計画の振り返りをみると、高齢化の進展、住民意識の変化によるつながりが希薄化する中で、地域福祉活動の担い手が不足し、地域における支え合いの機能が低下しています。

一方で、生活困窮、孤立、虐待、ひきこもりなどの様々な社会問題や、地震や風水害などの災害への備えに対する不安が拡大しています。

第4期計画においては、高齢者・障害者などの各個別計画と横断的に連携し、2025年を見据えた「地域包括ケアシステム」の視点を踏まえて、多様な主体が連携した協働の地域づくりに向けて取組を進めていきます。

公的なサービスだけでは解決できない「地域でのつながり」を多様な活動主体と連携強化し、支援が必要な方への対策を充実すること、関係機関の行う相談支援の体制を強化していくこと、地域福祉活動への参加の促進を図ることなどを主眼として各種事業を推進していきます。

【重点1】 支援が必要な方への対策の充実

すべての人が、地域において社会的に孤立しないように、要支援者を発見する機能の充実や支援体制を整備し、支援が必要な方への対策を充実します。

- ・地域見守り体制の充実
- ・民生委員児童委員の活動支援
- ・災害時要援護者対策の充実

【重点2】 利用者に合わせた相談支援体制の充実

市民が身近なところで、保健・医療・福祉に関する相談が受けられるように、利用者の実情に合わせた相談支援体制づくりを進めます。

- ・身近な地域における相談支援体制の充実
- ・生活困窮者の相談支援体制整備の取組

【重点3】 地域福祉活動への住民参加の促進

地域における課題を地域で解決するため、地域福祉を推進する担い手を育成するとともに、各団体間の交流の機会を設けるなど、地域での支え合いやネットワークづくりを支援し、地域福祉活動への参加の仕組みづくりを行います。

- ・地域福祉活動への参加のきっかけづくりの推進
- ・地域福祉活動団体の活動支援
- ・地域での支え合いやネットワークづくりの支援
- ・地域における健康づくり・介護予防の推進

第4期計画の3点の重点的な取組は、それぞれ次の考え方などに基いています。

「重点2 利用者に合わせた相談支援体制の充実」は、平成24年度の障害者自立支援法の改正及び平成27年度に施行予定である生活困窮者自立支援法の国のモデル事業などに基づき対応する取組です。

次に「重点3 地域福祉活動への住民参加の促進」は、地域福祉の担い手の育成や地域福祉活動への参加の仕組みづくりなど、様々な手法を用いて地域での支え合いやネットワークづくりを支援する取組です。

一方、「重点1 支援が必要な方への対策の充実」については、近年のひとり暮らし高齢者に限らない孤立死・孤独死問題への対応や、複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、地域福祉の重要な担い手である民生委員児童委員の「適正配置」や「活動しやすい環境づくり」のための支援、そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓とした災害時の要援護者への対応など、喫緊の地域課題として、いずれも速やかな取組が求められているものです。

地域見守りネットワーク事業等の充実

▶地域見守りネットワークの構築・充実に取り組みます。

孤立死等の恐れのある世帯を行政の適切な支援につなげ、孤立死等の発生を未然に防止することにより、地域住民の福祉の向上を図るために平成24年11月から開始した「地域見守りネットワーク事業」について、事業の充実に向けて協力民間事業者の拡充に努めます。また、小地域における自発的な住民同士の見守り活動の取組を支援し、きめ細かなネットワーク構築をめざします。

▶各区のネットワークとの連携に努めます。

各区への情報提供、情報共有により連携を強化し、きめ細やかなネットワークの構築をめざします。

民生委員児童委員の活動支援

▶民生委員児童委員の活動を周知します。

地域福祉の重要な担い手である、民生委員児童委員の取り組んでいる活動について、広く市民に周知していきます。

▶民生委員児童委員の活動を支援します。

複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、民生委員児童委員を対象とした研修会等を実施します。

また、総合的な見地から、当事者や、関係団体、学識等を含めて検討会議を設置し、推薦基準・制度の見直し等の課題の検討を行います。

併せて担当世帯数の漸次縮減のため、民生委員児童委員の適正配置を行い、活動しやすい環境づくりに努めます。

災害時要援護者対策の充実

▶ 「災害時要援護者避難支援制度」の充実に取り組みます。

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者に名簿登録の申し込みをしてもらい、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制を構築します。制度が実効性のあるものになるよう、制度の広報・周知を図り、必要な人への登録勧奨などに努めるとともに、未登録者への対応など、更なる制度の充実に向けた検討を進めます。

▶ 二次避難所（福祉避難所）の運営体制の整備

通常の避難所においては生活を続けることが困難である人を対象とした二次避難所の円滑な運営体制づくりに向けて、運営マニュアルの整備や市内社会福祉施設等との連携強化などに取り組みます。

6 計画の推進と評価

計画期間内（平成26年度～平成28年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価すること、市民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

（１）計画の進行管理・評価の体制

市計画及び区計画の進捗状況は、それぞれ「川崎市地域福祉計画推進検討会議」及び各区の「推進検討会議」に報告し、評価・意見をいただきながら、事業や取組の推進及び進捗状況の管理を行っていきます。

（２）計画の進行管理と評価

計画は、普遍のものではなく、それを効率的に実行し、結果・成果を評価して、改善・改良を加え、次の計画へとつなげていくことが必要です。

本市では、計画に位置付けられた事務事業の実施状況を把握する「事務事業総点検」と、事務事業の実施によって達成された施策目標の成果を把握する「施策評価」による「川崎再生ACTIONシステム」を構築・運用しています。このシステムは単に進行管理を行うだけでなく、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることにより、市政運営における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っています。

地域福祉計画においても、計画期間内に推進する事業や取組の結果や成果等を評価しながら、“成長を続ける計画”として進行管理をしていきます。

（３）市民意見の反映と計画の推進

評価の結果はわかりやすい形で公表し、市民の意見を事業や取組の見直しに反映させていきます。

さらに、「地域福祉実態調査」などを通し、市民ニーズの把握に努めるとともに、地域で暮らす住民等の意見を計画に反映しながら、計画の着実な推進を図ります。

